

岩手労働局
平成 28 年 4 月 22 日

担当	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 上条訓之 主任監察監督官 川上 明 (電話) 019-604-3006 (FAX) 019-604-1534
----	---

大船渡労働基準監督署における個人情報の漏えいについて

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）は、大船渡労働基準監督署（署長 熊谷久）における個人情報を含む情報の漏えいについて、以下のとおりその事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事案の概要

4月15日（金）当局大船渡労働基準監督署（以下「大船渡署」という。）の会議室で開催した事件送致の記者発表において、事件送致に関係のないA事業場の帳票を報道機関11社及び大船渡市役所商工課の12機関に誤って配布するという事案が発生した。

帳票は報道発表資料とともに事前に準備していた参考資料に添付され、A事業場に係る名称、代表者名、労働保険番号等が掲載されていた。

2 事実経過等

- (1) 4月15日（金）記者会見後の午後5時頃、大船渡市役所商工課長から大船渡署あてに連絡があり、参考資料に帳票の紛れ込みがあるとの連絡があった。
- (2) 同日、大船渡署の職員が報道機関11社と大船渡市役所に電話連絡し、情報漏えいの経過を説明し謝罪した上、配布した帳票を破棄するよう依頼したところ、全機関これを了承し廃棄したとの連絡があった。
- (3) 4月18日（月）午後1時30分、大船渡署職員がA事業場を訪問の上、経過説明と謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

- (1) 印刷する前に、配布用資料の原本に他の資料が紛れていないか確認しなかったこと。
- (2) 資料配布前に他の資料が紛れていないか確認しなかったこと。
- (3) 配布用資料の原本と同じプリンタで帳票が出力されていたが、帳票を出力した職員が出力後速やかに帳票を回収しなかったこと。

4 再発防止対策

- (1) 大船渡署においては、平成28年4月18日（月）、署長から全職員に対し、当該事案の説明を行うとともに、個人情報が含まれている書類等を作成し、外部に送付する際の作業手順の徹底等について注意喚起を行った。
- (2) 岩手労働局においては、平成28年4月21日（木）、労働局内の会議において、労働局長から労働局幹部に対して、個人情報漏えい防止及び再発防止について注意喚起を行うとともに、本日、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長等に対しても文書にて指示を行った。